ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 200号　2014.9

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

労働法改悪に抗し
「過労死」のない社会へ

第 24 期総会　開かれる

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター(以下健康センター)の第 24 期 総会が 8 月 30 日（土）労働会館で行われました。

開会の挨拶で高木弘己理事長は、「2015 年は 25 周年。記念すべき時に過労死等防止対策推進法（以下過労死防止法または法）が成立した。『過労死を考える家族の会』(以下家族の会）の皆さんを始め、多くの方々の努力の成果であり立法を喜びたい。確信をもって、これから予想される、労働法制の改悪を阻止することが重要である」と強調されました。

（次ページへ続く）

目次

第 24 期　総会開かれる　1
200 号発行に寄せて　4
発展的解散式を終えて　5
恐ろしい「成果主義」　6
今、私たちに必要な小さい勇気　7
うつ病の話　メンタル疾患の知識　8
新日鐵住金　連続する大事故　１０
ユニオン学校　近森泰彦　１１
出前講座　１２
職場の労安・豊橋市　１３
裁判日程　１４
エッセイ　１５
当面の日程　１６

過労死のない職場をつくろう

第１部は「愛労連はかく闘う」の表題で博松佐一愛労連議長の講演。

博松氏は「過労死防止法」を制定させた運動を踏まえて、愛知から労働法制の改悪に抗した労働運動の進め方について熱く語りました。

24 年前、健康センターの講演で山田信也名大教授（当時、現名誉教授）から「働いて殺されてたまるか」の話を聞いたことを鮮明に覚えている。この間の努力が実り、いま、現実に過労死防止法が成立した。実効性あるものにするために頑張ろう。そのために愛知からあたらしい労働運動として「つながりを拡げる」ことを呼びかけられました。

第２部の総会は議長団に自治労連の林達也理事と愛知県医労連書記長の西尾美沙子理事。

まず、4 名の方から連帯の挨拶。

全国センターの佐々木昭三理事は、今こそ「社会を動かし、歴史を作る時代」「次世代を担う労安活動家の養成」を、過労死弁護団の水野幹男弁護士から「過労死防止法を実効性あるものに」「健康センターも推進センターの役目を担って欲しい」。愛知視覚障害者協議会（以下愛視協）の梅尾朱美会長からは「鉄道ホームの転落防止可動柵の設置を」。名古屋労災職業病研究会（以下名労職研）の成田博厚事務局長からは「アスベスト対策を」と、連帯の言葉を受けました。

議事に入り、23 期の活動報告と 24 期の運動方針（案）について鈴木明男事務局長から。会計報告と予算案の提案について荒木照世事務局財政担当からあった。主な項目を以下に掲載します。議案は満場一致で採択されました。

23 期の活動報告

1　「過労死防止法」を 11 月から前倒しで施行

「過労死防止法」は超党派で提案し、衆参両院とも全会一致で賛成という快挙で成立。55 万筆を上回る国民からの署名や 120 に及ぶ自治体で意見書が採択されるという根元のしっかりした運動となった。家族の会のみなさんのやりきれない気持ちが法律となった、画期的な成果である。自分の要求を法律にした、喜びは計り知れない。今後は悪法を阻止する力に活かしたい。

「残業代ゼロ法案」は国民の賛成が得られずに廃案となった経緯がある。正に国民対政財界との対決であり力を抜くことはできない。

2　健康で働くための東海セミナー

静岡での１日目は中部電力浜岡原子力館などの見学。２日目アスベスト診断で著名な、海老原勇医師から「全ての埃は有害である」と診療経験に基づいた講演を受けた。その後、各県ごとに事例報告を行った。参加者は２日間でのべ 80 名。2015 年の開催については、岐阜労連の平野事務局長から岐阜県開催の提案を受け決定された。

3　社会的な連帯と共同

家族の会との連携で「過労死防止法」が成立。名労職研との連携で地下鉄六番町駅のアスベスト飛散対策。愛視協との連携で駅のホームに可動柵の設置を要請。新日鐵住金の相次ぐ爆発事故の対策を要請。ユニオン共同行動では名古屋駅前宣伝やユニオン学校にも参加。

4　愛知労働局との懇談

労災認定基準を無視した 36 協定を認めない指導、裁判判決に沿った労災認定基準の見直し、監督官の増員などを要請。

労働局から大学生を対象とした労働法制の講座を始めたという報告を受けた。

5　「いのちと健康」ニュース

必要部数を見直し1100部から2200部に増刷しました。

24期の運動方針

Ⅰ　労基法と労安法を活かす取組み

職場の安全衛生活動は、労働運動の最重要課題である。

視野を広げてＩＬＯ基準（国際基準）で労働安全活動が機能するように呼びかける。

労安学校、出前講座等を積極的に進め、次世代を担う労働安全の活動家を育てる。

Ⅱ　労働(公務)災害を防ぎ快適で安全な職場と地域づくり

1　職場から長時間労働などブラックな働かせ方を一掃し、「過労死防止法」の骨抜きにつながる、新たな労働法制の改悪に反対する。

2　新日鐵住金(株)名古屋製鉄所の度重なる「黒煙排出」等の事故を重視し、被災者救済と東海市や知多市に飛散、公害問題として再発防止に取組む。

3　最高裁に上告された豊橋市教員＝鳥居公務災害をはじめ、すべての事件の勝利に向けて支援する。公務災害補償基金や労働基準監督署へ申請しても認定されない事件が裁判所で認められるケースが多くなっている。判決に従い、認定基準の見直しを要求する。

4　勤労感謝の日に「過労死110番」を行う。宣伝は創意工夫し、「全国一斉」にできるように各県センターにも呼び掛けかける。同時に日常的な相談を重視して被災者の掘り起こし、救済と予防に活かす。

Ⅲ　原発廃炉！戦争する国づくり断固反対！

1　南海トラフ巨大地震に備えて、津波対策として避難場所の建設を要求する。中部電力の浜岡原発の廃炉と、芦浜原発の建設を阻止する。福井県に林立する原発の廃炉を求める。

2　戦争する国づくりに、断固反対し、秘密保護法や集団的自衛権の撤廃を目指す。また、武器輸出にも反対する

Ⅳ　幅広いネットワークで「いのちと健康」を大切にする社会を！

1　国の労働政策が国際的なレベルに到達できるように呼びかける。

2　全国センター主催の地方センター交流会を2015年２月愛知の担当で行う。

3　「健康で働くための東海セミナーin 岐阜」の成功をめざす。

4　西三河暮らしと健康ネットとともに西三河地域の労働争議支援連絡会を呼びかける。

Ⅴ　愛知健康センターの組織と影響力を大きくするために

1　健康センターは25周年を迎える。25周年にふさわしい文化的で元気の出るイベントを取組む。歌や劇など広く募集する。

2　各人の長所を生かし得意分野で活動を続ける。若者と力を合わせて影響力を高める。

討論から

1　**鳥居さんを支援する会**：鳥居裁判の上告棄却を求める「特別決議」の提案。

2　**愛教労**：時間外労働について包括的な命令か、自主的かで最高裁判決あり、補強発言。

3　**愛知県医労連**：看護師の深夜勤務など過重労働で健康破壊。署名集めに協力を。

4　**新日鐵住金**：相次ぐ爆発事故に健康センターからも要請を。人権裁判にご支援を。

5　**重工産業労働組合**：アスベスト１１０番で被災者の掘り起こしと救済を進める。

特別決議

議案として準備した「ホワイトカラーエグゼンプションに反対する決議」とフロアーから提案された「鳥居裁判の上告受理申立の棄却・不受理を求める特別決議」を採択した。

（記録と編集：榊原清子・鈴木明男）

200 号発行に寄せて

事務局員　　鈴木　利往

愛知健康センターは1991年７月に設立され、機関紙「いのちと健康」は８月に創刊号が発行されました。当時、事務局を担当されていた中原東四郎さん（故人）が編集を担当し、Ｂ５判４ページ構成でした。月１回の発行もありましたが、ほぼ毎月２回の発行でした。中原氏は、創刊号から 114 号(1997 年 12 月)までを担当されました。

ニュースの内容は、全国の労働安全衛生運動の推進状況、過労死裁判支援、過労死１１０番電話相談、労安教室（学校）開催等々広範で、この構成の基本は現在も受け継がれています。

私がニュース編集を担当したのは2000年５月の 115 号の発行からでした。ページ数は 12 ページ。当時、仕事の関係もあり月２回の発行はできる状況ではなく、二ヶ月に一回の発行がやっとでした。印刷・発行は原田氏（当時事務局長）が一手に引き受けてくれました。

私的な事情により、私の編集担当は 187 号(2012 年７月)までで、後任を木村さんにお願いし現在に至っております。

「継続は力なり」と言いますが、読者の皆様の原稿執筆により、「いのちと健康」は発行を継続できています。今後も、事務局から締め切り期日間近にニュース原稿依頼の無理なお願いがあるかと思いますが、二つ返事で執筆を引き受けて頂けることを切に願う次第です。

今後も、「いのちと健康」をご愛読頂ければ幸いです。

働く人の**いのち**の番人　　２０１４

労安教室　「次代を担う労働安全衛生」

教室のご案内（労働会館本館会議室）

日　時	9月20日(土)　午後1時30分～4時30分	10月18日(土)　午後1時30分～4時30分	11月1日(土)　午後1時30分～4時30分
第1講座 講　師	**長時間労働とパワハラ** 岩井羊一弁護士	**北欧にみる労働安全衛生** 平松晃さん（前労働監督官）	**職場のメンタルヘルス** 古水克明医師
第2講座 講　師	**職場の労安活動の基礎を学ぶ** 健康センター事務局	**職場の労安活動の報告と討論** 学校現場・コープの職場	**労働組合のメンタルヘルス　対策の交流**（古水医師助言）

「過労死防止法」の成立
実行委員会の発展的解散式を終えて

名古屋過労死家族の会　　鈴木　美穂

感動的な「過労死防止法」の成立

感動的な「過労死等防止対策推進法」(「過労死防止法」）の成立から二ヶ月が過ぎました。私が知らないところで確実に進んでいるのでしょうが、解る範囲の報告を致します。

5 月 22 日、「過労死防止法」の今国会成立を実現する緊急のつどい（第 10 回院内集会）を開催しました。23 日に衆議院厚生労働委員会にて全会一致で採択されました。27 日には衆議院本会議を通過。参議院へ送付され、6 月 19 日に、参議院厚生労働委員会で採択、20 日、参議院本会議にて全会一致で可決。法案が成立（平成 26 年法律第 100 号）しました。

過労死遺族が法律をつくった

いくら弁護士の皆さんがついていると言っても、「遺族が法律を作る」など誰が予想したでしょうか？

衆議院厚労委員会で寺西笑子代表の訴えに皆さんが涙して、法案の制定に関わった議員から遺族まで多くの方々が喜び合いました。またこれまでに自民党内で開催して来た過労死防止法の制定を求める会合に、「ワタミ」の元会長だった渡辺美樹参議院議員が出席し「残念な事にたった一人、被災者を出してしまった。100 回も 1000 回も改善策を話あった」と発言したという。

6 月 20 日法案成立と同時に各団体（防止法実行委員会、日弁連、日本労働弁護団、連合、全労連）が声明を発表。

新聞報道（読売、京都、神戸、東京、朝日、新潟、南日本、沖縄）も社説などで取り上げ、テレビや雑誌等多くのマスコミも心を寄せた扱いをしてくれた。

法律の施行は半年後という事だが、11 月の「過労死等防止対策啓発月間」を今年に開催したいという強い要望をおこなったことで、施行時期は 11 月 1 日となり一ヶ月前倒しになりました。これまで「家族の会」は、11 月の「勤労感謝の日」前に、20 数年間取り組んで来た遺族の思いを押し通した成果なのかと思う。

「過労死防止」対策推進全国センター発足へ

8 月 23 日に、「過労死防止法」の実行委員会の解散と同時に次の準備会が発足しました。9 月 27 日仙台にて第 2 回目の準備会が開催予定です。10 月 29 日には東京で「過労死等防止対策推進全国センター」（略称：過労死防止全国センター）の設立総会が計画されている。（仮称：過労死防止学会《案》も出されました）

また、11 月には政府主催のイベント集会が計画され、全国一斉行事への参加の呼びかけがあると同時に、地方レベルでの「過労死防止全国センター」の地方版の設立や、地方自治体で条例の取り組み等計画案が出来つつあります。11 月の啓発月間は各地でイベント集会を開催し、労働局や自治体、弁護士会、労働団体等の協賛が可能になるので、大いにキャンペーンを張っていかなければなりません。国はすでに厚労省内に「過労死等防止対策推進室」を設置しており体制は整えています。

実効性のある法律にするために、これからもご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

恐ろしい「成果主義」

事務局員　　大家　信義

成果主義を強いられた労働者は、アリ地獄に落ちたアリのような苦しみを味わう。気力体力をふりしぼって長時間働いても、雇用主は決して満足してくれない。

「すき家」などでの働かされかた

ゼンショーホールディングスという会社がある。すき家、なか卯、ココス、ビッグボーイなどを傘下にし、年間約 5,000 億円の売り上げがある。

従業員はおよそ 52,000 人、うち正社員は 5900 人あまり（2014 年 3 月末）。すき家だけでも 2000 店あり、正社員は統括管理者としていくつもの店を管理せねばならない。

店長や正社員には厳格な数値目標が負わされている。なかでも売り上げと利益は死守すべきほど重いとされる。

目標達成には、仕入れは安く売り上げは多くだが、手っ取り早いのは人件費の削減である。ワンオペと言われる一人勤務、長時間労働とサービス残業が当然視される。

数値目標が重すぎるとどうなるか。従業員は倒れ、逃げだし、店は閉店される。多いときには一日 150 店閉店したこともある。

「すき家」の労働環境改善に関する第三者委員会は、７月 31 日に報告書を出している。

閉店続発については、

① 学生バイトが就職などで退職した
② 新メニューで長時間労働が増えた
③ ２回の大雪で交替要員が来られなかった、

などをあげている。

他にも、月 500 時間以上働いていた、２週間家に帰れない、20 キロやせたなどの深刻な実態もある。

そして、「このような過重労働は、多数の社員を過労で倒れさせ、またはうつ病に追い込むなど、社員の生命、身体、精神の健康に深刻な影響をおよぼしていた」と指摘している。

成果主義には果てがない

むかし、現人神（あらひとがみ）、皇軍不敗、聖戦完遂などの神話があった。

「成果主義」はゼンショーホールディングスに限らず、また飲食業界だけでもなく、産業界全体があたかも神話であるかのように毒されている。

いろんな物が進化発展しているが、労働環境は一向に改善されない。

その元凶は長く続く自民党政治と財界、今日では安倍政権の成長戦略である。

労働者の取り分（賃金）は、年金とともに減り続けている。

一方で、トヨタ自動車をはじめとする巨大資本は、笑いが止まらない程儲けを増やしている。300 兆円を超える内部留保はそのひとつである。

成果主義には果てがない。働く者はとことんしぼりとられる。

取りざたされる「ホワイトカラー・エグゼンプション」はいのちと健康を守るためには決して認められない「成果主義」である。

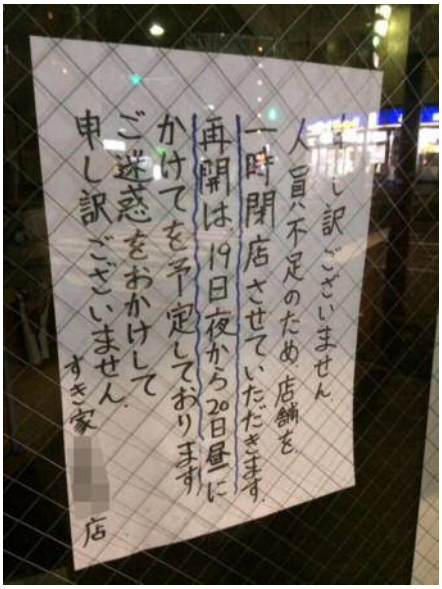

人員不足で閉店の貼り紙

今、私たちに必要な小さい勇気

事務局員　　宮崎　脩一

安倍政権になってから、憲法が解釈で変えられていく様子に危機感をつよくする毎日です。

ヒットラーが支配した時代をふりかえって、マルチン・ニーメラー牧師は次のように語っています。

「ナチ党が共産主義者を攻撃したとき、私は多少不安だったが、共産主義者でなかったので何もしなかった。ついでナチは社会主義者を牢獄に入れた。私は前より不安になったが社会主義者でなかったから何もしなかった。ついで学校が、新聞が、ユダヤ人が攻撃された。私はずっと不安だったが、まだ何もしなかった。ナチ党はついに教会を攻撃した。私は牧師だったので行動した。しかしそれは遅すぎた」

良心的、進歩的な市民がナチスの暴挙をとどめることが出来なかった反省の言葉として、有名な演説です。

今の日本にもこの教訓が生かされなければならないように思います。沖縄では、面積の10.2%（2012年3月31日現在）に米軍基地が作られています。上空にはオスプレイが爆音を響かせて、住民の生活を脅かしています。しかし、本土のマスコミはこれを伝えていません。琉球新報や沖縄タイムスと赤旗等が事実を報道しています。すでにマスコミは統制されつつあり、特にＮＨＫの偏向がはなはだしいことはみなさんも知っておられるとおりです。

先日「標的の村」という映画を見ました。良心的な映画監督が、自主上映会を組織してオスプレイの基地が住民の生活を圧迫し、アメリカにいわれるままに防衛庁が住民を敵に回して基地建設をしている映像がありました。沖縄県議会は辺野古の基地建設反対の意見書を採択しています。私たちの知らないところで、権力による戦争準備が進められているのです。

新聞の片隅に小さい事件と報じられていましたが、大変気になる事件があります。8月19日付赤旗の「潮流」にはさいたま市立三橋公民館でおきた俳句掲載拒否問題が取り上げられています。俳句サークルで互選された「梅雨空に九条守れの女性デモ」の句を「世論が二分されているものは、一方の意見だけを載せることはできない」という理由で「公民館だより」7月号に掲載しませんでした。「戦時中の言論統制を想起させる。断じてあってはならない」と広範な市民や団体がいち早く抗議の声を上げています。

8月19日付の中日新聞　「私の戦争体験４」での塩沢さんの発言です。

「今、戦争資料館が全国にありますが私には戦争の実態を十分伝えているとは思えません。『国民はお国のために死んでも構わないと戦争に協力した』というのは作られたイメージで、本音では特攻を嫌だと思ったり、戦争に反対する人がたくさんいました。戦争の反省として自分の考えていることや自分の気持ちを自由に発表し、行動する世の中でなくてはいけないと思います。しかし、今は特定秘密保護法の成立や集団的自衛権行使容認の閣議決定などでそうした自由が失われつつあるような気がします。」

私も同じ思いです。

身近に起こりつつある戦争への足音のひとつひとつに反撃をして、自分の意見を表明する勇気が必要な時代になっているのではないでしょうか。ニーメラー牧師の懺悔を再現してはなりません。過労死事件の支援する会で職場の仲間が証言に立ったり、情報を提供したり、裁判の傍聴や署名に協力するという勇気も、戦争に反対する勇気に似たもののように思います。健康センターの活動のあちこちにそんな小さい勇気を発見し続けたいものです。

働くもののためのメンタル疾患の知識　第六回

うつ病の話　その五　薬を使わない治療

精神科医　　古水　克明

前回は、うつ病の治療に使われるお薬の話をさせていただきました。

さて、お薬以外にうつ病の治療はないのでしょうか？

「認知行動療法」という言葉を耳にしたことはありますか？　先日、NHKの番組でも紹介されていましたね。

「認知行動療法」…字面をみると、すごく難しそうな名前で、どうもとっつきにくいかもしれませんね。認知行動療法は、お薬を必要としない、精神療法の一つです。そして、効き目は？　というと、なんと、抗うつ剤を使った治療と同等の効果があるとされているのです。

では、いったい、どんなことをするのでしょう？

認知行動療法は、患者さんの「認知のゆがみ」を修正していく治療法です。

「認知のゆがみ」というと、ますます分かりにくい感じがするでしょうが、単純に言うと「考え方のかたより」です。

例えば、Ａさんが、会社の廊下で同僚のBさんとすれちがったとき、あいさつをしたとしましょう。ところが、Ｂさんは、返事もしないで通り過ぎてしまった。それで、Ａさんはショックを受けます。「ああ…オレは、みんなに嫌われている、価値のない人間なんだ。せっかくあいさつをしたのに、Ｂさんは、おれを無視して、行ってしまった。オレのことを嫌っている証拠だ…それもこれも、オレがいつも失敗ばかりしている、ダメな人間だからなんだ…みんながそんなふうにオレのことを見てるんだな」こんな考えがぐるぐるまわって、Ａさんの気持ちはさらに落ちこみ、次の日、会社に行くことも怖くなってくる…。

「Ｂさんに会社であいさつをしたけれど、彼（彼女）は返事をしないで行ってしまった」

Ａさんは、この事実から、「オレはみんなに嫌われている。オレはダメ人間」という結論にたどりついてしまいましたが、本当にそうでしょうか？

――Ａさんの声が小さくて、Ｂさんには聞こえなかった。

――Ｂさんは、その時、会議でとても急いでいて、Ａさんに気づかなかった。

――Ｂさんは、朝、家族と喧嘩をして、とても機嫌がわるかった。

――Ｂさんは、もともとあまり人にあいさつをしない人。

Ａさんの問題ではなくて、Ｂさんの側の原因であいさつをしなかった、という可能性はいくらでもありますよね。（もちろん、Ｂさんが実際にＡさんのことを好きでなくて、あえて無視したという場合も有りえますが、この場面で、Ｂさんから面と向かって「お前のようなヤツは嫌いだから、オレはあいさつなんかしてやらないよ」と言われたわけではありませんからね）

こんなふうに、いろいろ可能性が考えられるにもかかわらず、先ほどのＡさんの台詞のように、悲観的自責的な方向に、考えが直結し、それ以外のことを全く思いつけないというのが、問題なのです。このような考え方の偏りを「認知のゆがみ」といい、うつ病の人には特徴的に現れます。

認知行動療法では、患者さん自身にこの「ゆがみ」に気づいてもらいます。

診察の場面で、このＡさんの場合のような出来事を、患者さん自身に挙げてもらい、それを主治医がサポートしながら、いっしょに

分析していくわけですね。「Ｂさんが返事をしなかったのは、あなたのことを嫌いだからと感じられたようですが、本当にそうなんでしょうか。そうでない、ほかの理由を何か思いつきますか？」というような質問をして、考えていただく。

このときに「いや、ぜったい、それ以外には考えられません」とおっしゃる方も多いのですが、「じゃあ、もし、あなたの友達からこんなふうに相談されたら、何といってあげますか」こんなふうに言い方をかえてみると、「ああ、それだったら、Ｂさんは上司によばれて焦ってたんじゃないの？　とか言ってあげますかねえ」意外にすんなり答えが返ってきたりします。他人のことならそんなふうに別の考え方ができるのに、自分のことだと固定した見方から抜けられない、これもまたうつ病にはよくあることです。（うつ病にかぎりませんね…）

そうやって、別の見方ができるということを（悲観的でない見方の方が正しいのだと確信はできなくても）頭に浮かべることができるだけでも、意味があります。場面場面で、自分の見方が悲観的になってしまっていることに気がつければ、感じ方も変わっていきます。

さらに、「では、どうしたら、そのことを確かめられるでしょうか？」そんな提案も行っていきます。今のＡさんの例で言えば、「次にＢさんにあったときに、またあいさつをしてみる」これは一つの方法ですね。「Ｂさんに限らず、明日、会った人にあいさつをしてみる」これも一つの方法ですね。こんなふうに、悲観的なものの見方が正しいわけではないことを確認するために、試してみる、つまり「行動実験」をおこなう。

こうして、ものの見方（「認知」）を変えていくために、試みをおこなっていく（「行動」）治療法が、「認知行動療法」なのです。

以上、非常に単純化して、ざっくり説明させていただきましたので、細かな点で誤解を招くかもしれないと、ちょっと心配しています。

すばらしい治療法だ、もう薬なんかやめて、これだけでいいではないか、そう思われた人もいらっしゃるでしょうね。確かに優れた治療法ですが、認知行動療法にも、向き不向きやタイミングがあります。うつが非常に重くて、そもそも物を考えることができないような状態では、やれといわれても無理というものです。また、認知行動療法と薬物療法の併用が、もっとも良くなる率が高いという報告もあります。認知行動療法をきちんと行える施設もまだ少ないです。

ただ、厚生労働省も、認知行動療法の普及に力を入れていく方針で、現在、全国で医療関係者に向けての講習などを進めているところです。

今回は、薬を使わない治療、認知行動療法についてお話しさせていただきました。

日本特別上映会

なぜ娘が白血病に？
今なお進行中の韓国労働裁判の映画化！

もう一つの約束

11/14（金）18 時　名古屋市教育館講堂
協力券　　1000 円

爆発・火災・黒煙　連続する大事故

新日鐵住金名古屋製鐵所　労働者　　手塚　治男

懸念されていた人身事故の発生

９月３日午後、新日鐵住金(株)名古屋製鐵所(以下名製鐵所)で発生した爆発は、東海市消防本部消防車 13 台、知多市消防本部救急隊１隊出動。ドクターカー、ドクターヘリ(愛知県、岐阜県、静岡県)の出動。ＤＭＡＴ(災害派遣医療チ-ム)23 名参加。重軽傷 15 名(重傷者４名、中等症４名、軽傷７名)という大惨事になりました。また、被災者の中に副所長やコークス工場長など名製鐵所の幹部が含まれていることも事故の特徴です。

発生場所は「黒煙」発生設備と同じ

2014 年１月 17 日 20 日の停電に伴う黒煙事故、５月８日にベルトコンベア 50m 焼損の火災事故、６月 22 日と７月 27 日の停電に伴う黒煙事故と今回の爆発事故。この６回の事故はすべてコークス設備に関わる事故でした。コークス設備は大量の危険物を取り扱う設備で安全管理体制も問われます。

世界初のホルダー爆発事故
名製鐵所の設立以来１６３名の死亡災害

名製鐵所は社内でも労働災害や設備トラブルが多いと指摘されてきました。1996 年頃の社内資料では、防災関係で名製鐵所は日本の中でもワースト１かワースト２で改善が求められていました。しかし、その後も 2003 年ホルダー爆発事故､2004 年停電事故、2008 年爆発事故と連続しています。

事故の原因

今年発生した６回の事故はそれぞれ原因が異なるようです。設備の老朽化、要員削減、世代の交代が指摘されています。名製鐵所は、従業員の告発や立ち入り調査で、消防法違反、高圧ガス取締法違反、電気事業法違反、労働安全衛生法違反などたびたび是正勧告や、指導票が出されてきました。名製鐵所のモラルハザードが考えられます。

生産最優先　現場検証前に再稼働

名製鐵所のあいつぐ事故に、大村愛知県知事は事故後「言語道断、原因究明と再発防止」など厳しい対処で臨むと記者会見で発言しましたが､「自治体には消防法などで事故炉の停止を求める権限はあるが、他の炉の再稼働を認めたり、停止を求めたりする権限はない」として、県民の命と暮らしを守る立場を放棄しています。

事故の現場検証も一酸化炭素の濃度が濃く、行政等の立ち入り調査は８日に延期されましたが、名製鐵所は５日、取引先に対する供給責任を主張し、設備を稼働させました。愛知県、東海市、県警、労働基準監督署の現場調査も実施されない中の再稼働に市民の疑問や不信が強まっています。

再発防止のために

今回の爆発・黒煙事故は、市民の運動なしでは、安心して働き、生活することはできません。爆発事故直前の愛知健康センター24 期総会は、名製鐵所の黒煙問題に取り組む方針を決定しました。９月６日には、市民による「名古屋製鐵所の爆発・黒煙事故を考える会」が開かれ、健康センターも参加した。これからの取組み、安全衛生配慮義務違反を正すことを決めました。

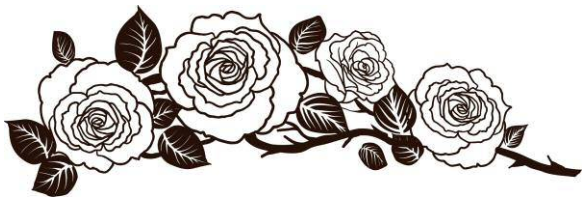

第７回ユニオン学校
語り人・・近森泰彦

（ユニオン学校代表、ユニオンと連帯する市民の会事務局長）

文責　　吉川　正春

1939 年 4 月 25 日生（現在 75 歳）、高知市で６人兄弟の長男として生まれる

1958 年に高知工業高校機械科を卒業したが、当時は「ナベ底景気」で就職先が見つからず先生の紹介で中部電力に入社。火力発電関連の仕事に従事。

名古屋市港区の９号地、新名古屋火力建設所。埋立てと発電所建設が同時進行、周辺に喫茶店はもとより店ナシ。1959 年９月伊勢湾台風で発電所１階浸水。私たち新人は港区内の社宅、寮の清掃作業に動員され、毎日おにぎり運び、泥だし作業などに１ヶ月ほど従事。

この間、独身寮寮生と親密な関係が生まれる。この仲間と相談し合って読書、遊び（旅、山のぼり）を広げる。地域の青年たちとの交流を念頭に置いて翌年５月、「青友会」を立ち上げた。50 人ほど参加。この会が母体となって労働組合運動、共産党の活動が活発になる。私は早くから労務につかまれていて、結成前の４月に三重火力建設所に配転された。しかし、結成会には出席し経過報告などおこなった。

電産活動家、後藤幸雄さんの学習会や安保闘争、三池闘争支援などに参加した。私は配転が頻繁だった。1960 年～1985 年の間に名古屋→四日市→清水→尾鷲→本店→武豊→四日市→名古屋と７回経験した。当時、会社は経営から共産党の撲滅をすすめ、仕事の取り上げ（無能力者扱い）、大幅な賃金差別（昇給最低）、職場でのつるし上げ（暴力も）、孤立化（職場懇談会、慰安会などから排除）、尾行などを行った。

1975 年５月「中電人権裁判」原告に加わり名古屋地裁に提訴（中部電力の営業５県、原告 90 人）、1996 年３月 13 日名古屋地裁勝利判決。1997 年 11 月 12 日名古屋高裁にて勝利和解成立。1950 年の電産に対するレッドパージに次ぐ第二のレッドパージ対するたたかいであった。1999 年４月に定年退職。

定年後主に「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」をベースに労災、過労死の争議支援を継続。地域で労働者の連帯運動をめざす。

2006 年 1 月 22 日、ATU（全トヨタ労働組合）結成に参加
2008 年 1 月 20 日、ATU サポート市民の会結成
　同年 4 月～ユニオン共同行動開始
2009 年 3 月東海在日外国人文援ネットワーク結成に参加、コミュニティユニオン東海ネットワーク加入。脱原発懇話会世話人。
2010 年 5 月、西三河働く人のくらし・健康ネットワーク結成、世話人。
2018 年、ユニオン学校代表。秘密保全法廃止愛知の会会員など

今、力を入れていること

(1) 従来の組織を超えて、労働者と市民の共同・連帯づくり（ユニオンの共同行動）

(2) 戦前、戦後の諸先輩の闘いの歴史と経験を次世代に引き継ぐ（ユニオン学校）。

そしてこれから、ユニオンは希望を語りつづける。地域でユニオン、既存の労働組合、労働問題研究者と力を合わせて労働者、市民の共同・連帯の道を探りながら運動を続ける。

旺盛な行動力と飽くなき連帯の追求

「意見の違うところから連帯は始まる。意見の違いで排除するのは共同行動につながらない」近森さんの言葉は自信にあふれている。

講座名（講師陣もいろいろ勉強して出前します）

出前講座

・わかりやすい労働安全衛生
・労働安全衛生法の活用
・安全衛生委員会の活動
・多数組合の安全衛生活動
・少数組合の安全衛生活動
・一人でもできる労働安全衛生
・危険作業
・有害作業（化学物質、腰痛・ケイワンなど）
・深夜労働と健康
・頚腕・腰痛職場の対策
・職場の健康診断
・業務の軽減（健康診断の事後措置）
・心の健康一般
・うつ病の基礎知識
・うつ病からの職場復帰
・その他もろもろ（内容がわかるように紹介）

話す時間
・10 分、 20 分（昼休み時間で可能）
・30 分から 90 分くらい

費　用
・専務局メンバーによる講座
　会員の場合　原則無料・交通費と資料実費
・外部講師による講座
　講師の紹介のみ、費用は講師と直接協議

出前講座：山口県労安センターにて　（山口県労安センター通信から転載）

労働安全衛生活動は、健康でいきいきと働き続けたいと願っている職場労働者の信頼を勝ちとることができる重要な活動です。また、労働安全衛生を担う活動家の育成は、労働組合運動の次の時代を担う活動家づくりにとっても重要です。

県労安センターは、第７回総会（6 月７日）で、労働基準法、労働安全衛生法、労働関連疾患とその対策などの学習を広め、職場や地域に根ざして活動する活動家の育成をはかることを決定しました。今回の学習会はその第一弾としての学習会です。学習会には自治労連、医労連、化学一般、コニオンなどの単産・単組や地域労連、労働相談センターなどから 15 名が参加しました。

「労働安全衛生と労働組合」と題して講演した愛知働くもののいのちと健康を守るセンター吉川正春事務局次長は、まずはじめに、働く人のいのちと健康を取りあげ「人の一生と労働とのかかわり」について、労働が健康に与える影響は大きく、いつでも・どこでも・だれでも労働力が低下の恐れがあること、定年退職時には心身ともに元気な身体で家庭にかえすことが大切だ。

また、居酒屋「ワタミ」でおきた、眠る時間もとれないような長時間労働で過労自殺に追いこまれたまれた青年の事件、無理な人員削減・過重労働で過労死に至った刈谷市美術館職員事件、近年激増している上司・同僚・部下などからのパワハラで、心身を病んでいる労働者の例をあけ、職場のいのちと健康をまもる労働安全衛生活動の重要性を強調。長時間労働によって睡眠時間が減らされており、仕事の疲れをいやす家庭での労働力再生産ができなくなっている深刻な状況を改善することが、何よりも重要であると述べました。

討論・交流では、下松市職労・安村文宏書記長、ユニオン山口・岡俊昭書記長が発言。職場におけるメンタルヘルスに対する労働組合の対府、山口県内で、はじめてパワハラによる労働災害の認定を勝ちとった事例について報告しました。また、県労安センター・高根孝昭事務局長が、10 月の労働安全旬間にあわせた「職場アンケート」活動などの取り組みを紹介しました。

職場の労働
安全衛生

シャンシャン会議で終われない

豊橋市職労　　長坂　圭造

毎月、事業場労安はやっているが

豊橋市には、１０の事業場労働安全衛生委員会が毎月行われ、中央労働安全衛生委員会が３ヶ月に１回のペースで行われています。

例えば、教育労安では、用務員、図書館、市民館などに一ヶ所出かけ、現場を見て労安上問題がないか、照度は大丈夫か、危険物が放置されていないか、安全な作業をどう確保されているかなど確認し、会議では、交通事故の状況を出し合いどうやって減らすか、休業状況の確認など行っています。

豊橋市の労安で評価できる部分と課題

評価できることは、事業所労安を曲がりなりにも毎月行っていること。

事業所労安では、現場も見て意見を言う場もあるので、危険箇所を放置してる場合や休業者が増加する原因など話題になる場合もあります。

しかし、一方で、管理職は、衛生管理者の資格を否が応でも取っている一方、私たち互選議員は、資格どころかろくに勉強もしていないため、労安に出席したり、現場を見たりしても十分力を発揮できていないと感じる場合があること。不慣れなまま一年間が過ぎてしまう職員も多くいるのではないでしょうか。

労安担当者に申し入れ、互選委員になった職員への研修が必要かも知れません。

また、事業所労安はあるものの、職場の実態をつかんでいるか、というと（時間外が多く悩んでいる人が多いとか、パワハラ・セクハラは？）労安の委員が知らないケースもあり、職場の状況を把握する努力も重要だと感じています。

これでいいのか中央労安委員会

労働安全衛生法では、「事業者は…労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない…」と事業者が法律上、快適な職場作りをしなければならないように謳っているが、労働安全衛生委員会で、長時間・過密労働のことを指摘し、時間外の縮減をというと「それは労使交渉事項」と言われ、「長時間労働をただすように」委員会として発信することができていません。

とりわけ中央労安では、各事業場労安の報告を受けるだけで、シャンシャン会議で終わっています。果たしてこれでいいのか、労安というのは、もっと働きやすい職場作りに貢献できるのではないか？と悩みつつ会議に出ています。

労働安全衛生委員会をどう活用して安全・快適な職場を作るか、学んで行きたいと思います。

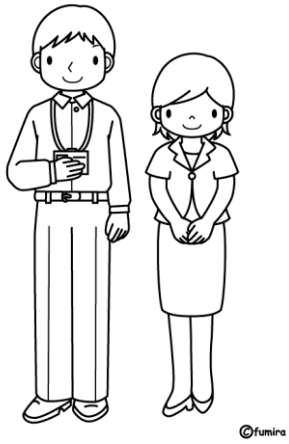

いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

鳥居裁判ー最高裁
豊橋市中学教員　学園祭中に倒れ、公災認定請求
9月19日　最高裁への要請行動　（地裁、高裁勝訴）

足場材会社　過労死損害賠償請求事件ー名古屋地裁
労災は認定。会社の謝罪求めて損害賠償請求
９月 4日　（木）　結審　岡崎支部304号法廷
９月30日　（火）　13：10　判決　岡崎支部

高比良裁判ー名古屋地裁
デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償請求
９月30日　（火）13：10　弁論

新日鉄住金名古屋人権裁判ー名古屋高裁
労働者の労災付加給付、差別の改善を求めた裁判
９月 8日(月)　13：30　鳴海障がい者裁判進行協議
９月22日(月)　14：30　鳴海障がい者裁判
15：50　手塚思想差別裁判

梅村うつ病退職　損害賠償事件ー名古屋地裁
うつ病は労災認定・損害賠償請求
９月８日　（月）　和解協議(被告が申し入れ)

県信用組合鈴木ー名古屋高裁，地裁
名古屋高裁は損害賠償　地裁はうつ病労災認定請求
９月９日　（火）　13：I0　弁論 名古屋高裁

ピザ宅配業務過労死事件-津地裁 四日市支部
月100時間労働労災認定、謝罪を求め損害賠償請求
９月11日(木)10：10　争点整理　津地裁四日市支邨

市バス運転士山田事件ー名古屋地裁
職場のパワハラで自死、公災認定請求
９月17日（水）16：30　弁論
10月 6日（月）10：00　証人尋問
10月15日（水）10：00　証人尋問

青果会社パワハラ自死事件-名古屋地裁
パワハラを認め労災認定、損害賠償請求
９月19日　（金）　13：00　弁論　原告陳述

レストラン霞　監禁賃金不払い事件ー名古屋地裁
ネパール人ヒラ、タラ不払い賃金請求
10月１日　（水）　11：00　結審

豊田通商過労自死事件ー名古屋地裁
身体障害1級　転勤悩み自死　損害賠償請求
10月２日　（木）　10：30　弁論　II03法廷

三輪過労死事件-名古屋地裁
ﾃｰ・ｴｽ・ｼｰ　長時間過密労働死　労災認定請求
10月８日　（木）　11：00　弁論

岡崎商業高校風岡事件-名古屋地裁
長時間過密労働で死亡　公務外取り消し請求
10月８日　（水）　13：15　弁論

吉田裁判ー名古屋地裁
アイシン　腱鞘炎で労災認定請求、解雇損賠請求
10月10日　（金）　13：10　進行協議

岐阜市役所伊藤事件ー岐阜地裁
上司のパワハラによる自死　公災認定請求
10月16日（木）　10：30　弁論　岐阜地裁304号法廷

パワハラ自死事件ー名古屋地裁
寺井土木取締役、パワハラで自死　労災認定請求
10月16日　（木）　11：00　争点整理

元自衛官公災、損害賠償裁判ー名古屋地裁
イラク派遣中の事故、国を相手に損害賠償請求
10月17日　（金）　10：15　弁論

※弁論は法廷　争点整理と進行協議は会議室

自分を取り戻す時間が元気の源―居心地のよいこと

愛知県医労連書記長　　西尾　美沙子

このエッセイを書くにあたり、読者に楽しんでもらう程の趣味もなく、遅々として筆が進まず苦痛でしたが、こんな人間が健康センターの加盟団体にいるんだなぁ程度の話しになりますが私を身近に感じていただけたらと思います。

休日は昼近くまで寝だめ、洗濯、古紙整理、掃除機かけ、衣類整頓、・・・山のような家事を前にして大して頑張れるわけでもなく、見て見ぬふりをして汚部屋化しています。断捨離して人を招けるお部屋にするのが目標です！また、何十年来ガーデニングが趣味でベランダには 30 鉢も大小様々な季節の草花を愛でていましたが、出張中に鉢花を枯らすことも多くなり、今では鉢が雑草化しています。時間に追われ心貧しき日々です。こんな様子を暴くと引かれてしまいますね（汗）。

多忙ですが温かい仲間に恵まれているお蔭でポジティブな気持ちでいられます。リフレッシュすることは家族に振る舞うたまの手料理。食べる喜びはもちろんですが、野菜の皮をむいたり、刻んだり、出汁をとったり、そういう過程も楽しく、料理をすることが大好きです。たまにしか作らないため、作れるときはアレもコレもと欲張って何皿も作り食べきれず家族に迷惑をかけています。全く自己満足の世界です。ストレスがたまっているときは、深夜でも自分のために適当に料理しビールを飲みながら新聞を読む。至福のひとときです。

最近、朝スムジーにはまっています。小松菜、トマト、パセリ、スイカ、桃、キウイ、バナナ、ぶどう、梨など適当にその日ごとにチョイスして、水を少量入れてミキサーにかける。スムージーにすると野菜と果物がたくさん摂れ、体調も快適な気分です。スムージーを飲んでいると、自分の体をいたわってあげているなぁと思えるのです。（単純！）

夏休みは自転車を１時間走らせ美味しいといわれるラーメン屋へ、居酒屋へ、ペダルを走らせました。風を切って進む感覚が大好きで通勤は自転車にしようかと思案しています。

また、私には身体障がいを抱え全介助を必要とする兄がいるのですが、病院から帰省し介護にあたり、兄がリラックスしている様子を見られるのも喜びですね。

大仕事？の後、会の成功を祝い仲間と一杯するお酒と会話。労働組合はパブから始まったという所以に納得です。仲間と苦労も喜びも共有できる飲み会、これも好きだなぁ。

ぐうたらな私も私。何でもないようなことが幸せだし、潤いのある時間を持って、自分を再生産することが大事で元気の源になっています。

当面の日程

月　　日	事　　項	時　間・場　所
9月1日（月）	大迫弁護団会議	13：00～健康センター
2日（火）	中電鈴木支援打合せ	15：00～電力センター
3日（水）	「もう一つの約束」上映実行委員会	18：30～愛労連会議室
4日（木）	三輪弁護団会議	10：00～水野弁護士事務所
5日（金）	新日鐵支援する会役員会	18：00～南部法律事務所
6日（土）	全国家族の会	東京
	新日鉄住金［爆発事故］考える会	13：30～労働会館
	ユニオン学習会	13：30～中村社教センター～
7日（日）	関岡支援する会総会	13：30～岡崎セレモニーホール
	「ホームに柵を」宣伝行動	10：30～金山駅
8日（月）	ユニオン学校運営委員会	18：30～健康センター
9日（火）	過労死防止推進センター準備会	13：30～水野弁護士事務所
10日（水）	市バス山田事務局会議	18：00～健康センター
11日（木）	鳥居事務局会議	豊橋
12日（金）	中電鈴木弁護団会議	15：00～共同法律事務所
	労安教室実行委員会	13：00～健康センター
16日（火）	事務局会議	10：00～健康センター
18日（木）	関岡弁護団会議	15：00～共同法律事務所
20日（土）	第1回労安教室	13：30～労働会館会議室
21日（日）	愛知視覚障害者協議会	10：00～総合福祉会館
	「過労防」法律成立報告学習会	13：30～豊橋職員会館会議室
	事務局懇親会	野田郷
26日（金）	市バス山田支援する会総会	18：30～労働会館会議室
29日（月）	事務局会議	10：00～健康センター
10月1日(水)	ユニオン共同行動	18：00～名古屋駅前
2日（木）	理事会	18：30～労働会館会議室
3日（金）	アスベスト対策愛知連絡会	14：00～労働会館会議室
5日（日）	「ホームに柵を」宣伝行動	10：30～金山駅
	鳥居裁判勝利めざす決起集会	13：30～豊橋職員会館会議室
4日・5日	全国センター理事会	東京
7日（火）	市バス山田弁護団会議	10：00～水野法律事務所
14日（火）	事務局会議	10：00～健康センター
18日（土）	第2回労安教室	13：30～労働会館会議室
25日（土）	ユニオン学校	18：30～港湾会館
27日（月）	事務局会議	18：30～健康センター
28日（火）	判例研究会	18：30～水野法律事務所
11月1日(土)	第3回労安教室	13：30～労働会館会議室
14日（金）	『もう一つの約束』上映会	18：00～名古屋市教育館